

山江村立小・中学校における 生成A I の利活用に関するガイドライン



令和7年11月

山江村教育委員会

目次

1 生成A Iについて	1
2 基本的な考え方	2
(1) 学校現場における人間中心の生成A Iの利活用	2
(2) 生成A Iの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化	2
3 学校現場において押さえておくべきポイント	3
(1) 教職員が校務で利活用する場面	3
(2) 児童生徒が学習活動で利活用する場面	6
(参考資料)	
生成A I利活用ルール	11
保護者への同意書	12

1 生成AIについて

生成AIとは、文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称のことである。生成AIは既存の情報を大量に学習し、それらを基に出力を行っている。数年前は対話型の文章生成AIが中心だったが、今や文章だけでなく動画画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱うことができ、かつ、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになっている。

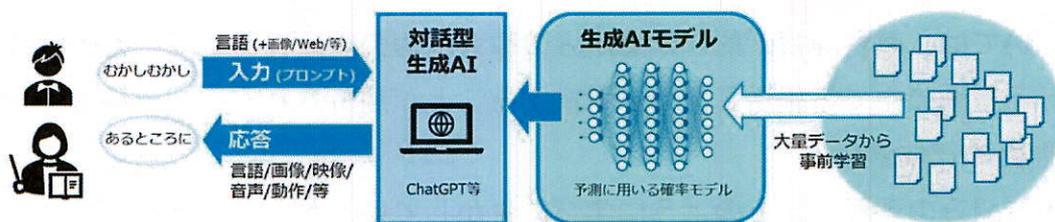
生成AIは、急速に進化を遂げ、かつてないスピードで社会に普及しており、その利便性と内在するリスクによって社会に様々な影響を及ぼしている。教育分野においても様々な利活用が考えられる一方、学ぶことの意義そのものに対する根源的な論点から、差別や偏見、環境負荷等の倫理的・社会的な論点、利活用に当たってのセキュリティ確保等の技術的な論点、それらを踏まえた具体的な取扱い等の実務的な留意点まで、非常に幅広い論点が指摘されている。

学校現場においても、このような生成AIの汎用的なサービスが利用可能なだけでなく、1人1台端末の標準仕様のブラウザや学習支援ソフトウェア等にも組み込まれ、利活用の幅が広がりつつある。

一方で、生成AIの性質上、誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。なお、これらのリスクを軽減する技術等も進展しつつある。

山江村教育委員会は、上記のような生成AIに係る情勢等を鑑み、学校現場における適切な利活用を実現するため、文部科学省が令和6年12月に策定した初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン「(Ver. 2.0)」(以下、文部科学省ガイドライン「(Ver. 2.0)」)に基づき、「山江村立小・中学校における生成AIのガイドライン」を策定した。

(文部科学省ガイドライン (Ver. 2.0) p.5-6 より一部抜粋)



生成AIの仕組み

2 基本的な考え方

「1 生成AIについて」で示した生成AIの特徴を踏まえ、学校現場において生成AIを活用する際は、以下の2点に留意すること。

(1) 学校現場における人間中心の生成AIの利活用

① 人間中心の原則

- ・生成AIは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るものと捉える。
- ・生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つことが重要である。

② 児童生徒の学びと生成AI

- ・学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用し、利活用することが目的であってはならない。
- ・体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験とICT利活用とのバランスや調和に一層留意する。

③ 教師の役割と生成AI

- ・指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割がより重要なものになる。
- ・生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる。

(2) 生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

① 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

- ・学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。
- ・各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

② 情報活用能力の育成強化

- ・生成AIの仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。
- ・生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達の段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。
- ・本村においては、主体的にデジタル社会と関わるデジタル力の育成に向けて、小学校5年時から利活用を開始する。

3 学校現場において押さえておくべきポイント

学校現場での適切な生成AIの利活用の実現に資するよう、「安全性を考慮した適正利用」「情報セキュリティの確保」「個人情報やプライバシー、著作権の保護」「公平性の確保」「透明性の確保、関係者への説明責任」といった観点も踏まえた、押さえておくべきポイントを各場面や主体に応じて整理したので留意すること。

(1) 教職員が校務で利活用する場面

① 基本的な考え方

- ・適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成AIが社会のインフラの一部となる時代において、より重要なものになる。
- ・授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。
- ・教職員自身が生成AIの利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要である。
- ・教職員が生成AIの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断する範囲内で利用するという前提で、校務において生成AIを積極的に利活用することは有用である。

② 具体的な利活用場面

- ・授業準備・部活動・生徒指導などの児童生徒の指導にかかわる業務への支援、教務管理・学校からの情報発信・校内研修などの学校の運営にかかわる業務への支援、外部対応への支援などが考えられる。

※利活用の際には、以下の2点に留意すること

- ・生成AIから一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくこと
- ・生成AIの出力はあくまでも参考の一つであることを認識し、最後は自分で判断し、生成AIの出力を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要であること

(文部科学省ガイドライン (Ver.2.0) p.13 より一部抜粋)

教職員による校務での利活用例

児童生徒の指導に関わる業務への支援

①授業準備

- ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する。
- ・ 児童生徒による授業の感想の集約を行う。
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する。
- ・ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する。
- ・ 校外学習の実施行程のたたき台を作成する。

②部活動

- ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニューを作成する。

③生活指導

- ・ 児童生徒等の生活実態調査のためのアンケート案を作成する。

学校運営に関わる業務への支援

①教務管理

- ・ 時間割・授業時数案を作成する。

②学校からの情報発信

- ・ 各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する。
- ・ 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する。

③校内研修

- ・ 校内研修の資料のたたき台を作成する。
- ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する。

外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する。
- ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する。

③ 利活用の際のポイント

校務における生成AIの積極的な利活用を実現するため、基本的な考え方に加え、以下の点についても留意すること。

なお、下線部については山江村独自の内容であり、は特に留意すべき内容である。

ア 安全性を考慮した適正利用

- ・使用できる生成AIサービスは、山江村教育委員会が許可する Gemini 及び NotebookLM とする。
- ・山江村教育委員会の「Google アカウント (@yamae.higo.ed.jp) を使用し、山江村教育委員会または校長の許可を得た端末で利用する。
- ・生成AIサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する。

イ 情報セキュリティの確保

- ・山江村教育委員会が示す「山江村小中学校教育情報セキュリティ基本方針」及び「山江村教育情報セキュリティ対策基準」を確認し、遵守する。
- ・プロンプト（指示文）に重要性の高い情報である成績情報等を入力しない。

ウ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

- ・個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置を取る。
- ・生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトの入力を行う場合には、生成AIサービスの提供者が当該個人情報を機械学習に利用するか否か等を十分に確認し、入力した情報を学習させないという設定が可能な場合のみ、機械学習を許容しない設定を講じた上で利用する。
- ・著作権については、著作権法第35条を確認する。
- ・既存の著作物と同一又は類似のものを、学校のHPに掲載することや、保護者向けの学級通信や職員会議・PTA活動で利用するなどの授業目的の範囲を超えて利用をする場合は、著作権侵害となる可能性があるため留意する。

エ 公平性の確保

- ・ハルシネーション（誤った出力）やバイアス（物事の見方や判断の偏り）等の生成AIの特徴を意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは教職員が判断する。

オ 透明性の確保、関係者への説明責任

- ・管理職は、生成AIについてどのような運用が行われているかを把握した上で、適切な利活用がなされているかどうかを適時確認する。
- ・利活用を通じて得られた成果は積極的に教職員全体に共有する。

（文部科学省ガイドライン（Ver.2.0）p.15-16 より一部抜粋）

(2) 児童生徒が学習活動で利活用する場面

① 基本的な考え方

- ・生成A Iと人間との関係に対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成A Iは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである。
- ・利活用の適否の判断に際しては、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要がある。
- ・学習課題やテストの内容によっては、児童生徒が生成A Iを用いることで簡単にこなせる可能性があることも前提に、課題の内容等を吟味することや、問題の本質を問うこと、深い意味理解を促すことを重視した授業づくりを行うことも期待される。

② 具体的な利活用場面

- ・生成A I自体を学ぶ場面（生成A Iの仕組み、利便性・リスク、留意点）」、使い方を学ぶ場面（ファクトチェック「（情報の真偽の確認）の方法、より良い回答を引き出すための生成A Iとの対話スキル等）」、各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面（問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用）」等が考えられる。

※利活用の際には、以下の3点に留意すること

- ・小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要であること
- ・情報モラル教育やプログラミング教育の一環として教師による生成A Iとの対話内容を数多く提示することなどを通じて基本的な事項を学んだり、生成A Iに関する体験を積み重ねることで生成A Iについての冷静な態度を養ったりしていくことが重要であること
- ・学習場面において利活用を考える場合、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断すること

（文部科学省ガイドライン（Ver.2.0） p.17 より一部抜粋）

学習場面において利活用が考えられる例

- ・ 情報モラル教育の一環として、生成A Iが生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く。
- ・ 生成A Iをめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する。
- ・ グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する。
- ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする。
- ・ 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する。
- ・ 生成A Iの利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成A Iに修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する。
- ・ プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する。
- ・ 生成A Iを利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う。
- ・ 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする。

学習場面において利活用が不適切と考えられる例

- ・ 生成A I自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する。
- ・ 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成A Iによる生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する。（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- ・ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい初発の感想を求める場面等で安易に使わせる。
- ・ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に利用する。
- ・ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成A Iの出力のみに頼る。
- ・ 定期考査や小テスト等で使わせる。（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBTで行う場合も、フィルタリング等により、生成A Iが使用し得る状態とならないよう十分注意すべき）
- ・ 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成A Iからの出力をもって行う。
- ・ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成A Iのみに相談させる。

③ 利活用の際のポイント

教育活動の目的を達成する観点からの効果的な利活用を実現するため、基本的な考え方に加え、以下の点についても留意すること。

なお、本村では、小学校5年時に、デジタル・シティズンシップ教育において著作権について学ぶことや、国語科において話し手の目的や自分が聞こうとする意図を考慮しながら聞く活動に重点が置かれていることなどの児童の学習の状況や発達段階等を踏まえ、小学校5年時から利活用を開始することとする。

ア 安全性を考慮した適正利用

- ・使用できる生成AIサービスは、山江村教育委員会が許可する Gemini 及び NotebookLM とする。
- ・山江村教育委員会の Google アカウント (@yamae.higo.ed.jp) を使用し、小学校5年生以上が利用できる。
- ・年齢制限をはじめとする利用するサービスの約款などの提供条件から、利活用に当たってのリスクが許容できることを校長及び担当教師が確認し、その約款・条件を遵守させる。
- ・約款・条件に則り必要に応じて事前に保護者の理解を十分に得る。
- ・教師の適切な指導監督の下で児童生徒に利活用させる。

イ 情報セキュリティの確保

- ・山江村教育委員会が示す「山江村小中学校教育情報セキュリティ基本方針」及び「山江村教育情報セキュリティ対策基準」を確認し、遵守する。
- ・入力した情報を学習させないという設定（オプトアウト）が可能な生成AIサービスについては、機械学習を許容しない設定を講じた上で生成AIを利活用する。

ウ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

- ・プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないよう留意する。
- ・著作権については、著作権法第35条を確認する。
- ・教師・児童生徒が授業において使用・作成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものであった場合、授業の過程における利用であれば、著作権者の許諾なく利用することが可能であるが、それを学校のHPにアップロードする、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権侵害となる可能性があるため留意する。

エ 公平性の確保

- ・教材として生成AIを利活用する際は、その出力に偏りがないかなど、教育目的に照らして適切か否かという観点から教師が随時判断する。
- ・教師は児童生徒にバイアス（物事の見方や判断の偏り）の存在を理解させた上で、生成AIがそのようなバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成AIの出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導する。

オ 透明性の確保、関係者への説明責任

- ・教師は、自身が十分にハルシネーション（誤った出力）やバイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、児童生徒がそのような生成AIの特徴に留意して利活用できているかを確認する。
- ・学習課題の一部として生成AIの出力を引用する場合には、生成AIを用いたことを明記するなど、出典・引用として記載する等の対応が必要である。
- ・保護者に対して、生成AIの利活用目的やその態様等の情報を提供する。
- ・児童生徒が学校外で生成AIを利活用する可能性も踏まえ、保護者に対して、生成AIを不適切に利活用されないように周知し、理解を得る。

【参考資料】

●生成A I 利活用ルール

山江村立小中学校 生成A I 利活用ルール（児童・生徒向け）

生成A I を利用する児童生徒は、次に掲げる事項を守り、適切に利活用しなければならない。

1 目的

本ルールは、生成A I の適切な利活用の運用を図ることを目的とする。

2 利活用の条件

- (1) 保護者の同意を得ること
- (2) 学校の指導に従うこと

3 利活用方法

- ・生成A I を利活用する児童生徒は、小学校5年生以上とする。
- ・山江村教育委員会のGoogle アカウント (@yamae.higo.ed.jp) を使用する。

4 留意事項

- (1) 生成A I が提供する情報は、自動的に生成されたものであり、正確性が保証されているわけではないということ。
- (2) 生成A I で生成した情報に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれる可能性があり、それらを不適切に扱うことで、個人情報保護法等に違反してしまう可能性があること。

5 禁止事項

- (1) 個人情報やプライバシーに関する情報を入力すること
- (2) 著作権を無断で利用(模倣)すること
- (3) 生成A I によって生成されたコンテンツを、真偽や含まれる内容を確認せず拡散すること
- (4) 不適切な情報を生成すること

6 その他

学校外や学校のネットワークに接続しないで利活用する場合においても、保護者の同意を得るとともに「5 禁止事項」や学校での指導事項などを踏まえた常識的な範囲での利活用をすること。

附則 このルールは、令和7年12月1日から施行する。

●保護者向け同意書

令和 年 月 日

保護者の皆様

山江村立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

生成A Iの利用について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
令和7年12月に山江村教育委員会から山江村立小・中学校における生成A Iの利活用に関するガイドライン」が公表されました。これを受けて、本校では、教員の研修や児童生徒への指導を進めた上で、授業において、生成A Iを利用する教育活動を取り入れていきたいと考えております。

つきましては、下記の利用方針等をご確認の上、生成A Iの利用同意書」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

(利用方針)

1 基本的な考え方

教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味し、児童生徒の発達段階に十分留意しつつ、小学校5年時から利用する。

2 具体的な利用場面例

- ・レポート作成：レポートや論文のアイデア出しや文章の添削
- ・プレゼンテーション：資料作成や発表原稿の推敲 など

3 利用上の注意

- ・生成A Iサービスの利用規約の遵守
- ・山江村教育委員会が示す山江村教育情報セキュリティ基本方針の遵守

※山江村立小・中学校における生成A Iの利活用に関するガイドライン」については、学校HPに掲載されております。

----- 切り取り線 -----

生成A Iの利用同意書

教育活動において、利用方針に沿って、生成A Iを利用することに同意します。

令和 年 月 日

児童生徒氏名 _____ 年 組 番 _____

保護者氏名 _____